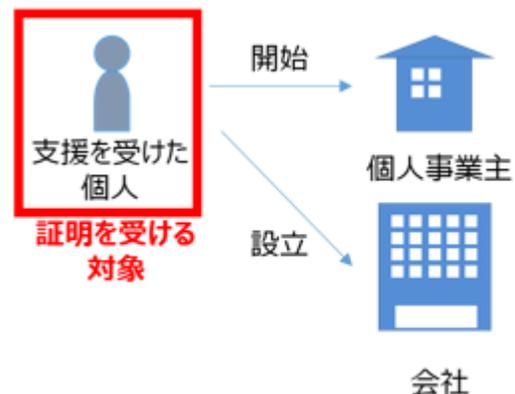


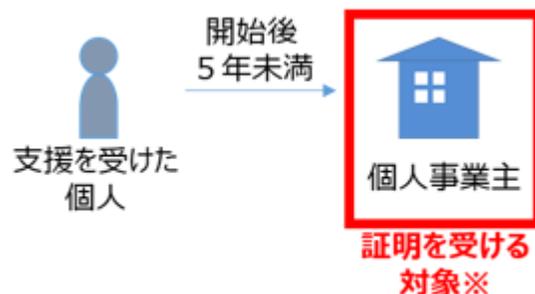
# 特定創業支援の証明を受けられる者の拡充

## 従来の適用範囲

①法第二条第二十九項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者



②法第二条第二十九項第二号に掲げる者のうち当該支援を受けた者



※個人事業主を経て法人成りした場合を含む

## 今回拡充する対象

③法第二条第二十九項第四号に掲げる者のうち当該支援を受けた者



# 関係法令

## 産業競争力強化法 (定義)

### 第二条 [略]

#### 1～27 [略]

28 この法律において「創業」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 二 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- 三 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること（中小企業者の行為に限る。）。

29 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 前項第一号に掲げる創業を行おうとする個人であって、一月以内（認定創業支援等事業計画（第二百二十八条第二項に規定する認定創業支援等事業計画をいう。）に記載された特定創業支援等事業（第三号において「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの
- 二 前項第一号に掲げる創業を行った個人であって、事業を開始した日以後五年を経過していないもの
- 三 前項第二号に掲げる創業を行おうとする個人であって、二月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの
- 四 前項第二号に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの
- 五 前項第三号に掲げる創業を行おうとする会社であつて、当該創業を行う具体的な計画を有するもの
- 六 前項第三号に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの

## 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則

### (認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明)

第七条 法第二条第三十一項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2 前項の規定により証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村の長に提出しなければならない。

- 一 証明を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容及び期間
- 三 前号の支援を受けて行う事業の内容
- 四 前号の事業の開始時期